

令和3(2021)年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

最優秀作品・優秀作品

問 (公財) 和歌山県人権啓発センター ☎435-5420



最優秀作品 市立和歌山高等学校 吉松 月菜 さん



優秀作品 市立和歌山高等学校 榎見 風香 さん



優秀作品 市立和歌山高等学校 村上 日向夏 さん

こころ 人権の詩 2021 受賞作品 (公財) 和歌山県人権啓発センター

知事賞

一般(高校生)の部

和歌山市 岡田 雅子 さん

「おー、息がー」
君、すごいね。
ヒョロヒョロで、からかわれたのが悔しくて
筋トレ始めたら、
今やムッキムキ半端者がい者。
君、かっこいいね。
君、面白いね。
ロボットみたいに生真面目だったのが、
今やちょいちょい手抜きする、
ちゃっかり障がい者。
突拍子もない行動に驚きの連続だけど
クスッと笑わせてくれる。
君は障がい者ならぬ笑が面白い者かもね。
それでいいよ、その調子!

理事長賞

一般(高校生)の部

市立和歌山高等学校 玉置 詞望 さん

「女だから運転が遅い」
前を走る車を見ながら
祖父はふとこう言った。
「買物をしているとき
テレビを見ているとき
人と会話をしているとき
ふとしたときの考えや言葉で
私たちは自ら
人が自由に生きることが否定する
ばつと出た思い
ばつと出た言葉
そこに明るいものが含まれるようになったら

第40回 和歌山県小学校人権の花運動

「人権の花運動」とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的として実施している運動です。

●市立新南小学校



●市立今福小学校



住民票・戸籍謄本など、第三者に不正取得させない！ 「事前登録型本人通知制度」の登録を受付中

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していただいた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

この制度を利用することにより、知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認できるため、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。また、不正請求を抑止する効果も期待できます。



- ①登録できる方 和歌山市に住民登録や戸籍のある方(過去にあった方も含みます。)
- ②必要なもの 運転免許証など 本人確認書類

- ③対象となる証明書 住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本・抄本、住民票・附票の除票および除かれた戸籍

- 登録の申請窓口 / 市役所1階 市民課3番 本人通知窓口・文化会館
- 問合せ / 市民課 ☎435-1201 (平日 8時30分~17時15分 ※木曜日は19時まで)

えせ同和行為にご注意を！

「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が人々に根強く残っていることに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。

問 人権同和施策課 ☎435-1058

「ネット110番」

インターネット上の誹謗中傷やいじめ等の相談窓口

☎435-1110 (人権同和施策課直通) 平日9時~17時

相談フォーム <https://logoform.jp/form/fKMM/147649>

人権相談ダイヤル(人権ホットライン)

☎435-1110 (平日9時~17時)

今月の題字、私が制作しました

市報 わかやま

市立和歌山高等学校 デザイン表現科2年 土井 彩乃 さん

大好きな花・キンモクセイをモチーフにしたものを散らせて、秋らしさを出しました。

11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です



同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）とは、日本固有の人権問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権に関わる重大な人権侵害です。

部落差別解消を目指して全国水平社が創立され、今年で100年を迎えました。差別の解消に向けて、さまざまな取り組みが行われてきましたが、いまだに根本的な解決には至っていません。また、近年では、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の普及に伴い、その匿名性の高さや情報発信の容易さから、インターネット上で同和問題（部落差別）に関して、差別を助長するような内容の書き込みがなされるなど、人権に関わるさまざまな問題が発生し、大きな社会問題となっています。

平成28（2016）年に施行された「部落差別解消推進法」には、「現在もなお部落差別は存在するとともに情報化の進展に伴って状況の変化が生じている」と記されています。同和問題（部落差別）の解決は、私たち一人ひとりの問題です。「自分には関係がない」「そっとしておけば自然になくなる」と無関心にならず、自分の問題として正しく理解し、差別を許さない強い心を持って行動することが大切です。



高齢者の人権

高齢者に対する就職差別、介護者による身体的・心理的暴行や高齢者をねらった悪徳商法や特殊詐欺などの被害を受けたといった事案が発生しています。

高齢者であるというだけで、「もう歳なんだから」などその人の気持ちや思いを無視し、勝手に判断をしたり、行動を制限したりすることは、高齢者の尊厳を傷つけます。

また、平均寿命の大幅な伸びとともに生涯現役を目指して活躍する高齢者も増加しており、長くなった高齢期を健康で生きがいを持ちながら暮らしていける長寿社会の構築が重要な課題となっています。

高齢者への人権侵害は誰もが当事者となり得る問題です。高齢者の人権を確立するためには、年齢で決めつけることなく一人ひとりの多様性を認め合い、すべての人が健康状態や年齢に関わらず、社会の一員として尊重されるのが大切です。



女性の人権

女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われるなど決してあってはなりません。

また、パートナーからの暴力や職場等におけるさまざまなハラスメント、性的な嫌がらせ、ストーカーなど女性に対する人権侵害として重要な課題となっています。

誰もが対等なパートナーとしてさまざまな分野において参画し、働きたい女性がその個性と能力を十分発揮できる社会、男性が安心して家事・育児への参画ができる社会、また誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活が送れるなどの社会づくりが必要です。

女性の人権が守られ、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな社会を実現するためには、職場、家庭などあらゆる場面において、思いやりの心を持って相手の立場を尊重することが大切です。



障害のある人の人権

令和4（2022）年5月、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。

この法律は、障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害のある人が障害の種類や程度に応じて情報を取得する時や情報を発信する時その手段を選択できるということです。

例えば、聴覚障害者の方との情報交換等の方法は、筆記と思いがええませんが、聴覚障害者の方が筆記ではなく手話を選択した場合は、手話での情報取得・情報発信に協力するよう努めなければならないということです。

すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、すべての人々が障害のある人について十分理解し、障害を理由とする差別的扱いや、障害のある人への必要な配慮（合理的配慮）を行うなど、共に生きる社会を実現することが大切です。



子どもの人権

すべての子どもたちが持っている権利について「子どもの権利条約」で定められています。

この条約の大切な4つの柱（すべての子どもの命が守られ、安全な水や十分な栄養を得て、健康に成長する権利を持っています）（子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすることなどは、自分らしく成長するためにとても重要です）（子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待などから守られ、幸せに生きる権利を持っています）（子どもたちは、自由に意見を表したり活動する権利を持っています）本来、大人がやると想定されるような、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と定義されています。

勉強する時間や睡眠時間が十分に取れない、友達と遊べない、自分の時間が取れないなど深刻な実態が明らかになっています。

子どもが一人の人として人権が保障されるためには、親だけでなく地域などすべての人の協力が重要です。すべての子どもが健やかに幸せにいえるためにあなたの力が必要です。



インターネットにおける人権

近年、インターネットは、スマートフォン等の普及に伴い、簡単に便利に使えるようになり、生活に欠かせないものとなりました。その反面、匿名性の高さや情報発信の容易さから、掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での誹謗中傷による被害が深刻化しています。国では、令和4（2022）年7月にそうした被害を抑止することを目的として、「刑法等の一部を改正する法律」が施行され、侮辱罪の法定刑が引上げられ厳罰化されました。また、同年10月には、そのような投稿をした人物を速やかに特定できるように「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」が施行されました。

和歌山市では、インターネット上の差別的書き込みなどを早期に発見し、拡散を防止することを目的とした「モニタリング事業」を実施しています。また、インターネット上での誹謗中傷やいじめなどの人権侵害を受けている方には、相談窓口として「ネット110番」を開設しており、関係機関と連携し、対応しています。

インターネットの掲示板やSNSは不特定多数の人が見ることが出来ます。何気なく書き込んだ内容が、思わぬ結果を引き起こすこともありえます。ルールとマナーを守り、相手を思いやる気持ちを大切にしましょう。